

平成17年第2回三笠市議会定例会

平成17年6月28日(第3日目)

議事次第(第3号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告(追加)
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第 2 | | 議案第29号、議案第30号及び議案第33号から議案第36号までについて(委報第3号) |
| 日程第 3 | | 議案第31号、議案第32号、議案第37号及び議案第38号について(委報第4号) |
| 日程第 4 | 議案第39号 | 三笠市吏員懲戒審査委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議案第40号 | 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | | 三笠市農業委員会委員の推薦について |
| 日程第 7 | 議案第41号 | 各常任委員会委員の派遣について |
| 日程第 8 | 議案第42号 | 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 9 | 意見書案第2号 | 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第3号 | 地方議会制度の充実強化に関する意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第4号 | 2006年医療制度改革に関する意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第5号 | 発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書 |
| 日程第13 | 意見書案第6号 | 北海道における「市町村合併促進に関する構想」策定等に関する意見書 |

出席議員(16名)

- | | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議 長 | 9番 | 扇 谷 知 巳 氏 | 副議長 | 6番 | 田 中 茉莉子 氏 |
| | 1番 | 晴 山 貞 光 氏 | | 2番 | 斉 藤 勲 氏 |
| | 3番 | 齊 藤 且 氏 | | 4番 | 佐 藤 孝 治 氏 |
| | 5番 | 儀 惣 淳 一 氏 | | 7番 | 藤 浪 成 憲 氏 |
| | 8番 | 高 橋 守 氏 | | 10番 | 猿 田 重 夫 氏 |
| | 11番 | 谷 津 邦 夫 氏 | | 12番 | 北 沢 紘 一 氏 |
| | 13番 | 森 田 三 男 氏 | | 14番 | 熊 谷 進 氏 |

15番 岩崎賢治氏

16番 阿部進氏

欠席議員(0名)

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
収入役	村本丈尋氏	企画総務部長	森原裕氏
企画振興課長	富樫誠氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	環境福祉部長	黒田憲治氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏	経済建設部長	西城賢策氏
建設管理課長	北山一幸氏	水道課長	作佐部盛秀氏
行革推進部長	木澤榮氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	吉田正幸氏	病院事務局長	深田智明氏
消防長	作佐部康則氏	監査委員	杉田忠正氏
監査委員事務局長	前田貢氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 行政報告の追加分について申し上げます。

まず、報告第1号市工事についてでございますが、別表のところに記載してありますように、まず工事名一つは、高美町1号線ほか6路線簡易舗装新設工事でございます。まず、上から順番に申し上げますと、高美町1号線、これはちょうど高美町と柏町に行く三差路のところがございます。あそこの住宅で言えば、坂口先生の住宅があるのですけれども、あそこから横前の教育長のおたくの前を通過して突き当たったまでの部分でございます、全長275メートル、幅5.5メートルの簡易舗装工事であります。次、宮本町の17号線、これは三笠中学校のグラウンドの横から旧ことぶき荘の横の線といたしますか、こういうところでございます、これは下の方に宮本16号線というのが書いておりますが、上の方が三中のグラウンドの横から真っすぐ行ったところ、それから旧ことぶき荘のあった建物の前、これが宮本町17号線ということになると思います。

次、ヌッパ1号線は御承知のように先ほど申し上げました三差路のところからヌッパの沢に向かっていく方の道路でございます、135メートルの簡易舗装です。それから萱野15号線は、旧萱野駅前通りでございます、ここが426.0メートル、幅4メートルの簡易舗装。それから、三笠市街28号線は、マルサンの商店の横から新谷先生、もといいたところまでの横の道路ということになると思います。それから、花園町7号線については、前に博物館の学芸員でありました村本研究員の自宅の付近、こういうふうに御理解いただきたいと思います。以上が、全部で7路線簡易舗装新設工事でございます。期間は6月22日から9月15日まででございます。

次、三笠市公共下水道事業管渠新設第3工区工事でございますが、これはまず幾春別2丁目の方でありますけれども、これが小ケ口商店のところから山側に向かっていくところでございます。それから、幾春別3丁目は、信金の幾春別店からちょうど寺本さんのお寺の入り口まで行く部分でございます。それから、そこはちょうど3丁目、4丁目の境目でございますので、そこに3丁目、4丁目というふうには書いておりますが、両方にまたがっ

ているということでございます。

次、道道岩見沢三笠線の配水管改良工事でございますけれども、これはちょうど弥生桜木町の墓地のところにあります桜木町集会場のところから幾春別方面に向かっていく三差路のちょうど分かれ目のところまでの部分であります。次、千住町は引き続きその部分から行きまして3丁目まで、ちょうど本間病院から信金のところまでの部分でございます。

以上が市の工事でございます。

次、報告第2号北海道工事についてでありますけれども、これは道道岩見沢三笠線のちょうど桂沢ホテルに入る入り口からちょっと芦別寄りに向かったところの防雪工事でございます。そこに書いてありますように道路土工1式、それからのり面、それから落石雪害防止工、それから構造物、あそこに一応土どめをしておりますので、そういう構造物の撤去を含めまして、これは6月10日から9月20日までの工事でございます。

次、報告第3号国工事について申し上げます。

これは図面を参照しながらごらんになっていただきたいと思いますが、まず幾春別川改修工事の内幾春別川上流外光伝送路管路埋設工事、これは光ケーブルをする部分でございます。ちょうど美園町から唐松青山町の方に向かう道路から始まって、唐松の郵便局、それからあそこで曲がりまして清松橋の方に向かっていく道路でございます。全長1,680メートルの、これは主に防災用の国の工事でございます。光ケーブルの埋設工事をするということになります。

次、一般国道452の三笠桂沢舗装修繕外一連工事ということで、そこに書かれているような工事の概要でございます。ちょうど452の三笠トンネルより約1キロ三笠寄りの部分のところについて舗装をはじめとするそれぞれ防護さく等について行うところでございます。全長が1,123メートルということで、これは6月21日から11月21日までということになっております。

以上、追加の報告を申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第29号、議案第30号及び議案第33号から議案第36号までについて（委報第3号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 委報第3号、議案第29号、議案第30号及び議案第33号から議案第36号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において総務常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

（総務常任委員会委員長猿田重夫氏 登壇）

総務常任委員会委員長（猿田重夫氏） さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第29号、議案第30号及び議案第33号から議案第36号までの条例制定案件1件、条例改正案件4件、補正予算案件1件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、「議案第29号三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定について」であります。条文審査も含め、主な質疑としまして、一つ目、指定管理者制度を導入した場合、法人、そのほかの民間団体が参入可能となるが、既存の事業者、委託業者はどういう取り扱いとなるのか。また、指定期間はどの程度で考えているか。また、年度を越えて長期間にわたる場合の予算との関係はどうなるのかとの質疑に対し、公共的な団体に限られていた公の施設の管理が、これからは個人を除くすべての法人、そのほかの民間事業者も管理が可能となる。原則は公募によるが、条例では公募によらない指定管理者の選定を第5条に設けている。市内の事業者を保護する意味で条項を設けた。指定期間は4年と考えている。また、予算については、長期間になるので、債務負担行為の関係も予算計上していくとの答弁がありました。

二つ目、公募によらないという条文を設けた部分は何か想定しているのか。また、当面の制度導入の可否を判断しなければならない。12施設の中に特別養護老人ホームなども含まれているが、既に公募という考え方を持っているのか。また、使用料を徴収する施設は、市が決めた使用料の範囲の中で運営すると思うが、使用料だけでは管理費が賅えない場合、どう取り扱うのかとの質疑に対し、現実に管理委託している社会福祉協議会、社会福祉事業団などは、設立の経過があるので、すべが公募でよいとは思っていない。原則は公募によるが、市内に受け皿がある場合は、その事業者を優先させていきたいので、第5条の条文を設けた。また、使用料を徴収する施設で、使用料だけで管理費を賅えない場合は、市が賅うとの答弁がありました。

三つ目、指定管理者の選定に当たっては、条例第16条に選定委員会で審議するとあるが、委員の構成はどのような想定か。また、施設によっては、外部から専門的な知識を有する方に委員に入ってもらわなければならないかとの質疑に対し、委員は助役、関係部長職で考えている。ケースによっては、専門的な知識を必要とする場合も想定されるが、即委員として選定するかは検討の余地がある。指定管理者を公募する前段に課題は整備されてくるので、事前にクリアできていると思っている。仮に専門的な委員が必要であっても、指定管理者の募集段階では、一定の条件的なものになってくるので、条件に合った中で選定の基準を明確にし、選定することになるとの答弁がありました。

四つ目、指定管理者制度を導入することによる行政のメリットはどれくらいあるのか、計算したものはあるかとの質疑に対し、効率的な行政の執行が目的ではあるが、過去からの行財政改革で、委託料についてはかなりシビアな計算をしてきているので、経費的な効果は即期待できないが、人間的な体制を含め総合的な判断が必要であるとの答弁がありました。

五つ目、今は民間でできることは民間でという時代なので、行政コストを下げるための方法としては賛成だが、市内の業者が固定的に指定されていくとなると、ある意味では随意契約になりかねず、コスト的にプラスになるのか懸念も生じてくる。一定の競争は必要なので、指定期間を一つのスパンとして見直しやチェックをしなければならないのではないかとの質疑に対し、制度の目的に競争の原理はある。しかし、現実を見た場合、三笠には受け皿となるような法人がまだ育っていない。制度を導入してから4年間は推移を見ていかなければならないと考えている。また、そのような団体を育てていく必要もあるとの答弁がありました。

六つ目、市民対応の悪い施設がいまだにある。管理を移譲するにはしっかりと市民対応や公的サービスの徹底が必要であり、事業者にはしっかりと指導すべきではないか。また、運営を民間事業者に移行することにより、徹底したコスト軽減に努めると思うが、物品や材料の購入は市内から購入をしなければ、市内経済への影響ははかり知れないと考えるが、どう受けとめているか。また、社会福祉事業団などは指定管理者へ移行になった場合、職員の身分は不安定になったり、生活設計に不安を与えるのではないかと。職員の安心感ということはどうとらえているかとの質疑に対し、経費の削減と市民サービスの向上は制度導入の目的である。この二つができないのなら、導入する意味がない。また、市内経済が成り立たなければ、三笠市の自立はあり得ないし、自立を選択したときから、市内業者は絶対優先である。市長が掲げる小さな政府を実現するには、委託を進めていかなければ職員の削減はできない。また、制度導入によって、市のコストは下げなければならないが、そこに働く職員の給与を下げればよいということにはならない。懸念を一つ一つ解決していき、企業と根本的な話し合いをしていき、経費の削減と市民サービスの向上を図らなければならない。来年4月から実施するに当たり、何施設に受け皿があるのか、現在所管で協議中であるとの答弁がありました。

七つ目、委託業者においては、過去の行財政改革で相当の経費節減をしてきているので、そこを評価するのも大事なことである。また、今回検討されている12施設は、社会福祉事業団を除けば、民間事業者が参入する余地がないのではないかとこの質疑に対し、今回の12施設は、一例を除き市が絡んで委託しているのが実態である。市民センター共同浴場、多目的研修センターについては、指定管理者による一括管理、または法律的な管理運営は可能かと思うが、市民センターに至っては、昨年、地域の方とかなり議論してまとめ上げた話をまたすぐに変更するというのは難しいので、時間をかけて地域の方が納得するように進める必要がある。また、福祉施設については、受け皿があるかもしれないが、来年4月からというのは、時期尚早である。働く職員がやりがいを持てるような方法で管理を移行していかなければならない。市民サービスにはつながらないと考えているので、もう少し時間をかけて研究していきたい。ほかの施設についても、市民サービス向上になるように、所管で検討していくとの答弁がありました。

八つ目、指定管理者については、市内業者優先ということだが、地元業者が対応できない場合、市外業者になることも起こり得るかとの質疑に対し、市内業者優先の考えだが、例えばサンファームを市外の民間業者が市からの委託料は要らないので、管理したいという話があった場合、2,000万円の経費が浮くことになる。この際に、市内業者からも手が挙がっていなければ、場合によって市外業者も起こり得る場合もあるとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第29号三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第30号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第33号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第34号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について」であります。関連した案件であり、一括議題として審査を実施し、その主な質疑としまして、一つ、近年災害の多発により団員の活動の見直しがなされている。また、全国的には団員の高齢化により、100万人までの引き上げが必要と言われている。三笠市では危機管理や避難などの問題について、消防団員をどのように位置づけていくのか。また処遇についてはどのように考えているかとの質疑に対し、消防団員の拠点は三笠と幾春別に置く。どのように活動していくのかは、現在検討中であるとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第33号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第34号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第35号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第36号平成17年度三笠市一般会計補正予算について」であります。審査の順序としまして、補正予算総括表、歳出各款ごと、歳入全般、予算事項別明細書、

補正予算書の順に審査を行いました。

最初の補正予算総括表については質疑がなく、次に歳出の審査に入り、第2款総務費の主な質疑として、一つ目、三笠楽校に関し企画としては悪くないが、問題はそれからの発展で、来年につながっていくことが大切であり、こういう企画が市民サイドから持ち上がってくるまでの誘い水としてやっていくのであれば、まち起こしの一つでありよいことだが、これで終わってしまうということが一番懸念される場所であり、3年くらいの計画を立て実施すべきであると思うので、その考えがあるかどうかとの質疑に対し、1回目はできるだけ多くの文化人の会員が一堂に会して、三笠を応援するというアクションを起こしたいとのことでフォーラムを考えた。今後の取り組みは多忙な方が多いので、立ち上げに当たっての趣旨は三笠に対して何かできることから協力していただくということで、個人個人が自分だったら、こうできるということをやっていただく。例えば仕事だとか、同窓会などで北海道へ来たとき、連絡をいただき、そのときに何か三笠市民のかかわりを持ってもらうとか、創作活動の場にさせていただくとか、今回のように三笠市も関係した中で会員が集まり、何かしてもらうといったことなど、内容について余り固執しないで、個々の思いを持って取り組んでもらおうと考えているとの答弁がありました。

二つ目、この種のことをやるときには、三笠市が今後売り込んでいく、あるいは三笠ブランドを確立していくときの戦略にどう組み込まれていくのかがポイントであり、財源の中で備荒資金を取り崩して実施するという意義の中で、企画として絶対継続していくのだという意識、定着性が求められている。夕張国際映画祭などがよい例であり、夕張メロンのブランドとの相乗効果があるなど、こういうことが求められており、単発にやるのではなく、継続が大切である。貴重な261万円の費用対効果を事後に総括を聞かせてもらうとの質疑に対し、久しぶりにこういう事業を考えた。ねらいとしては大きな意味での三笠を売り込むまちづくりというのも一つのねらいとしてあるが、もう一つとして、昨年策定された文化芸術振興条例に関して、まず手始めとして、三笠市出身者で日本の一流と言われる人たちを大いに活用して、市民に一流の文化・芸術に接する機会をまずつくろうということであり、これは継続しなければ意味がないものになると考えている。また、三笠の場を活用してもらい、市民に自信を与えてもらうことも大切と考えており、まちづくりにも利用したいと考えている。三笠市のまちづくりと文化・芸術の振興という二つの大きな目標で考えた。何年か継続した上で、これがどうだったかという結果が出てくるとの答弁がありました。

次に、第6款農林水産業費の質疑として、一つ、出生記念植樹は最初の段階でどういう内容と条件で植樹してもらったのかとの質疑に対し、行政が用意した木を出生した方が個人の木を担当し植樹をした。その木は自分の植えた木としてプレートをつけ、昭和54年から平成14年まで行ってきた。出生記念の大きな目的として、まちの中の緑化推進は大きな柱としてあったことから、植えた後の管理は市で行ってきたが、かなりの本数が枯れており、市民から自分の木が枯れているという問い合わせもあった。その当時から補植を

していくということをすればよかったが、できなかったということもあり、今回個人としての木ではなく、出生年度ごとにエリアとしての位置づけをした管理にしたいとの答弁がありました。

次に、歳入に入り、一つ目、備荒資金組合超過納付金についての取り崩し後の残高に関し、財政調整積立金の平成17年度末残高見込み10億6,841万8,000円は自由に使える純財源という見方をしているが、ハイキングコース移転補償分など区分されている部分については、一般財源ということで何に使っても自由ではないかという議論があるが、そのあたりはどのようにとらまえばよいのかとの質疑に対し、資料の中で博物館前広場整備分から第2工業団地貸付・売払収入積立分までについては拘束力がなく、基本的に自由に使える。現在は市負担の可能性のある目的ごとに積み立てているという色分けをきちっとすることがより適正な管理という観点で整理しており、縛りは何もなく、ただわかりやすくしているということであるとの答弁がありました。

次に、予算事項別明細書、補正予算書の順で審査を行いました。質疑はなく、議案第36号平成17年度三笠市一般会計補正予算については、特段の議論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第29号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第30号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第33号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第34号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第35号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第36号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第29号、議案第30号及び議案第33号から議案第36号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第29号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 29 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 29 号三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 30 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 30 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 30 号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 33 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 33 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 33 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 34 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 34 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 34 号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 35 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第35号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第36号平成17年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第31号、議案第32号、議案第37号及び
議案第38号について(委報第4号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の3 委報第4号、議案第31号、議案第32号、議案第37号及び議案第38号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において民生経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤浪委員長、登壇報告願います。

(民生経済常任委員会委員長藤浪成憲氏 登壇)

民生経済常任委員会委員長(藤浪成憲氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告させていただきます。

当委員会に付託された案件は、議案第31号、議案第32号、議案第37号及び議案第38号の条例改正案2件、補正予算案2件であり、以下、順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますことを御了承賜りたいと思います。

最初に、「議案第31号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。条文審査も含む主な質疑として、一つ目、所得判定基準月を9月から7月と2カ月変更する理由と変更による影響はあるか。

二つ目、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費、乳幼児医療費に該当する世帯は

それぞれ何世帯あるかとの質疑があり、その答弁としまして、重度、ひとり親、乳幼児の制度について、基本は老人健康法がベースになっており、老人健康法の所得判定の時期がぶつかるため、それを避けるために北海道でも9月にしていたが、今回、市町村合併等があって、自治体の取り扱いにまちまちな部分があり、統一するため老人健康法の更新時に合わせて7月にした。有効期限が9月から7月へと2カ月引き上げるので、例えば7月までは前々年所得8月以降については、前年度所得が基準となるため、中には所得基準月の変更によって課税、非課税の差が出る可能性はあるので、そういう意味では若干の影響はある。

二つ目としまして、重度心身障害者については448名、そのうち非課税世帯が241名、課税世帯が207名、ひとり親家庭は昨年の制度改正により新たに父子家庭も対象となり291名、そのうち課税世帯が89名であり、非課税が202名、実際に父子家庭は2名が該当している。乳幼児医療についても、昨年の制度改正により対象範囲が拡大しており307名、そのうち課税世帯が240名、非課税世帯が67名となっているとの答弁があり、特段の議論もなく、議案第31号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については、原案可決するものと決定いたしました。

次に、「議案第32号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。特段の質疑、議論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第37号平成17年度三笠市老人健康保険特別会計補正予算について」であります。特段の質疑、議論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第38号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について」であります。主な質疑としまして、一つ目、今回の提案は、今まで国庫支出金として国から入っていたお金が道支出金として北海道からの収入に変わっただけであり、理解しがたい。これは国が財源を地方へ移譲するほんの一部だと思うが、なぜこのようになっているのか。また、今後はどのぐらい補償されていくのか。そして、こういう改正内容について、三笠市にとってはマイナスなのかプラスなのか。

二つ目としまして、北海道は9月に条例改正して対応していくのに、三笠市が先行して条例改正や補正予算を行うのは矛盾を感じる。北海道が決まった段階で改正しても遅くないのではないかと質疑があり、その答弁して、これは三位一体の改革で進んでいる税源移譲であり、都道府県に調整交付金を新設して給付費の7%を都道府県に持たせるものである。保険基盤安定制度は国が今まで2分の1持っていた部分を、全額北海道に移譲するため、北海道は4分の1から4分の3になる。これによって国の調整交付金給付費などは10%から9%に、定率の国庫負担を40%から36%に見直しをする。国の負担は全体の50%から45%となり、差額の5%は都道府県の調整交付金として新たに設けられ、道議会では9月に対応する予定となっている。都道府県負担導入の基本的な考え方は、定率国庫負担の割合が減少したことから、市町村国保の安定的な財源に努めることが一つ。二つ目には、都道府県の責任で独自に裁量を発揮して対応する。三つ目には、今回の措置

は、抜本改革までの暫定措置とするとなっている。今後は市町村アンケートをとって、北海道の対応を検討すると聞いている。高齢者の多い町にどう配分されるかは、今後にかかっている、三笠市にとってマイナスに作用するかプラスに作用するかは、今の段階ではわからない。保険料の賦課総額を決める条例の中の控除額の一部に都道府県調整交付金が追加になったもので、保険料の賦課が7月1日であるため、それまでに改正が必要である。また、保険料の算定までに改正するように北海道からも通知があり、それに基づいての提案となっている。この取り扱いが全国の自治体でも同様であるとの答弁があり、特段の討論もなく、議案第38号平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第31号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第32号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第37号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第38号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第31号、議案第32号、議案第37号及び議案第38号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第31号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第31号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 3 2 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 7 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 7 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 3 7 号平成 1 7 年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 3 8 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 8 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 3 8 号平成 1 7 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第 4 議案第 3 9 号 三笠市吏員懲戒審査委員会委員の

任命について

議長(扇谷知巳氏) 日程の 4 議案第 3 9 号三笠市吏員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第 3 9 号三笠市吏員懲戒審査委員会委員の任命について提案説明申し上げます。

三笠市吏員懲戒審査委員会委員の任期が、平成 1 7 年 6 月 3 0 日をもって満了となります。また、市の吏員から選任の山田勝次氏が平成 1 7 年 3 月 3 1 日付退職、同じく富樫誠

が平成17年4月1日付人事異動に伴い、その後任者を任命いたしたく、地方自治法施行規則第40条第3項の規定により、議会の同意を得るものであります。

再任の松川忠夫氏は、大正14年5月10日生まれて80歳、住所は多賀町3番地6、職業は医師であります。

同じく再任の杉山範子氏は、昭和29年7月1日生まれて50歳、住所は本郷町127番地4、職業は農業であります。

新任の山口秋男は、昭和9年9月22日生まれて70歳、住所は若松町2番地6であります。山口氏は、昭和29年4月、三笠町職員として採用され、その後議会事務局長、教育委員会教育次長を歴任し、平成6年3月退職後、平成13年4月から三笠市農業団体協議会及び三笠市農民協議会事務局長を務め、平成14年9月退職、平成16年4月からは三笠消費者協会会長に就任し現在に至っております。

次に、市の吏員から選任の森原裕は、昭和25年2月9日生まれて55歳、住所は幸町20番地3、職名は企画総務部長であります。

同じく市の吏員から選任の澤上弘一は、昭和31年10月31日生まれて48歳、住所は美園町9番地24、職名は総務課長であります。

以上、いずれも三笠市吏員懲戒審査委員会委員として適任であると考えますので、同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第39号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第39号三笠市吏員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第5 議案第40号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 議案第40号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第40号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価委員会委員の鈴木誠氏が、平成17年7月14日をもって任期が満了となりますので、その後任者として引き続き固定資産の評価について十分な学識経験を持つ同氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

鈴木誠氏は、昭和14年7月1日生まれで65歳、住所は唐松町2丁目304番地、職業は丸安商事株式会社代表取締役であります。

以上、三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えますので、地方税法第423条第3項の規定により御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第40号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第40号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第6 農業委員会委員の推薦について

議長(扇谷知巳氏) 日程の6 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人とし、儀惣議員、猿田議員を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は2人とし、儀惣議員、猿田議員を推薦することに決定しました。

日程第7 議案第41号 各常任委員会委員の派遣について

議長(扇谷知巳氏) 日程の7 議案第41号各常任委員会委員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第41号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第41号各常任委員会委員の派遣については、原案のとおり決定されました。

日程第8 議案第42号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長(扇谷知巳氏) 日程の8 議案第42号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第42号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第42号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第9 意見書案第2号 地方六団体改革案の早期実現に 関する意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の9 意見書案第2号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、猿田議員から提案理由の説明を求めます。

猿田議員、登壇説明願います。

(10番猿田重夫氏 登壇)

10番(猿田重夫氏) 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書。朗読提案をいたしますので、よろしく願います。

地方六団体は、基本方針2004に基づく政府からの要請により、昨年8月に地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところであります。しかしながら、昨年11月の三位一体の改革についての政府与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含めおおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にあります。

よって、政府におきましては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の三位一体の改革の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものであります。

記。

1、地方六団体の改革を踏まえたおおむね3兆円規模を税源移譲を確実に実現すること。

2、生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、国と地方の協議の場において、協議、決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。

3、政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。

4、地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について、政府の方針を早期に明示すること。

5、地方交付税制度については、基本方針2004及び政府与党合意に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み、地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日、北海道三笠市議会。

提出先は、下記のとおりでございます。よろしく願います。

議長(扇谷知巳氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第2号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第2号地方六団体改革案の早期実現に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第10 意見書案第3号 地方議会制度の充実強化に関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 意見書案第3号地方議会制度の充実強化に関する意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員、登壇説明願います。

（8番高橋 守氏 登壇）

8番（高橋 守夫氏） 地方議会制度の充実強化に関する意見書につきましては、朗読をもって提案をさせていただきます。

平成5年衆・参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は近時大きく変化している。また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、そこに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中で、二元代表制のもとでの地方議会の役割は、一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実とその活性化を図ることが強く求められている。

一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分に発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題がある。こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直しされておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である議会が自主性、自立性を発揮して、初めて地方自治の本旨は実現するものであり、時代の趨勢に対応した

議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において議会のあり方を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること。委員会にも議案提出権を認めること。議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月28日、北海道三笠市議会。

以上、御提案申し上げますので、御審議の上、御賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

提出先につきましては、記載のとおりでございます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第3号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第3号地方議会制度の充実強化に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第11 意見書案第4号 2006年医療制度改革に関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の11 意見書案第4号2006年医療制度改革に関する意見書を議題とします。

本案については、斉藤勲議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、斉藤勲議員から提案理由の説明を求めます。

斉藤勲議員、登壇説明願います。

（2番斉藤 勲氏 登壇）

2番（斉藤 勲氏） 2006年医療制度改革に関する意見書を朗読して提案申し上げますので、よろしく御採択をお願いいたします。

2003年3月28日に閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」によって、社会保障審議会医療保険部会を中心に、2006年に向けた医療保

険改革の議論が進められていますが、2006年は診療報酬改定の年でもあり、医療施策においては大きな節目の年であります。

高齢者人口の増大に比例して増大する老人医療費の問題や労働者人口の減少は、国民健康保険財政を圧迫し、一般会計からの繰り入れによって財政を維持している状況であります。厳しい自治体財政の中において、国民健康保険の財政基盤の安定を図ることは喫緊の課題であります。

また、各自治体における良質な医療の確保は、住民が安心して暮らしていく上で欠くことのできないものであり、行政の責任は大きいと認識しています。

2006年の医療制度改革に当たっては、だれもが公平で公正な医療を受けられる体制を確保し、国民健康保険の再編・統合については、国・道・市町村の財政責任を明確にし、安定的な運営が図られるよう以下の点について強く要望するものであります。

1、国民健康保険の再編・統合に当たっては、地域において予防機能が十分発揮できる体制を確保し、効率的な運営を進めるために、都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会が共同して保険者機能を強化できる体制を確保すること。また、国の責任において、財政基盤の安定を図ること。

2、高齢者医療制度の検討に当たっては、単に医療費の抑制だけを目的とすることなく、現行の老人保健制度が果たしてきた予防活動等の成果を十分検証すること。

3、医療計画の見直しに当たっては、関連する各種計画との整合性を図り、効果的な保健医療サービスが提供できる内容とすること。第2次医療圏ごとに単に病床数の調整にとどまらず、医療従事者の確保が困難な地域への支援策や地域住民のニーズに合った医療供給体制の具体的施策を講じること。

4、診療報酬体系の見直しにおいては、わかりやすく公正な医療情報の提供体制を確保し、在宅医療や終末期医療など、患者が生活者として尊重される医療の評価を高めること。

5、地域医療を確保する公的機関の役割として、民間医療機関が参入しにくい非採算部門（産婦人科、小児科などの周産期医療の救急医療、終末期医療等）を担うことが求められることから、自治体立病院に対してその役割を明確にして財政保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日、北海道三笠市議会。

提出先については、記載のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第4号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第4号2006年医療制度改革に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第12 意見書案第5号 発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の12 意見書案第5号発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書を議題とします。

本案については、佐藤議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

(4番佐藤孝治氏 登壇)

4番(佐藤孝治氏) 意見書案第5号を朗読提案させていただきます。

発達障害児(者)に対する支援促進を求める意見書。

自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、アスペルガー症候群などの発達障害への対応が緊急の課題になっています。

発達障害は、低年齢であらわれることが多く、文部科学省の調査では、小中学校全体の6%に上る可能性があると言われています。

平成16年12月に、発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されています。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて、必要な措置を講じるよう示されています。発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育、福祉、保健、就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細やかな支援対策を実施するには、市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急を実施するよう強く要望します。

記。

- 1、各市区町村が関係機関と連携して、支援体制を整備すること。
- 2、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と新たな児童健診制度や就学時健診制度を確立すること。
- 3、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業における発達障害児の受け入れと指導員の養成、配置をすること。

4、発達障害者のための雇用促進コンサルタント、相談員等を配置すること。

5、専門医養成並びに人材の確保を図ること。

6、発達障害児（者）の理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日、北海道三笠市議会。

提出先は、記載のとおりです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第5号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第5号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第13 意見書案第6号 北海道における「市町村合併 推進に関する構想」策定等に関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の13 意見書案第6号北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する意見書を議題とします。

本案については、晴山議員ほか4人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、岩崎議員から提案理由の説明を求めます。

岩崎議員、登壇説明願います。

（15番岩崎賢治夫氏 登壇）

15番（岩崎賢治氏） ただいま上程されました北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する意見書について、朗読提案させていただきます。

2005年3月末をもって「市町村の合併の特例に関する法律」が失効となり、4月からは新たに「市町村の合併の特例等に関する法律」が施行となりました。

この間、国は、全国の市町村数を1,000程度を目標に積極的に市町村合併の推進を図ってきました。

新合併特例法においては、都道府県が市町村の合併の推進に関する構想を定めるとして

いますが、構想策定は都道府県の自治事務であり、市町村と対等・協働の関係にある都道府県の構想策定は適当ではないとして、構想を策定しない県もあります。

市町村合併問題は、あくまでも市町村の自主性・主体性によって決められるべきものであり、北海道における構想策定等は、強制合併にもつながる懸念もあることから、以下の内容について配慮されますよう要望いたします。

記。

1、「構想の策定」に当たっては、これまでの道内における合併協議会が解散・破談となった要因等を客観的に十分検証すること。

2、構想の策定については、道の一方的な構想ではなく、該当市町村の意向を十分に把握し策定すること。

3、構想では、市町村合併だけではなく、広域連合や自治体連合など、多様な選択肢についても検討すること。

4、市町村合併審議会は、合併推進だけでなく、将来の北海道自治のあり方を含めた議論を展開すること。

5、合併協議会設置の勧告については、町村の自主性を損なうことから、勧告については慎重に取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日、北海道三笠市議会。

提出先、北海道知事。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第6号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第6号北海道における「市町村合併推進に関する構想」策定等に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、平成17年第2回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員